

豊洲水彩まつり 2025 ～初夏の思い出を彩ろう～



イベントHP▶

東雲運河で2日間にわたり開催します。豊洲の水辺でいつもと違う初夏を体験してみませんか。 ※中止の場合は、イベントHPで前日17:00にお知らせします
詳細は豊洲水彩まつり2025HPをご覧ください。

場豊洲ぐるり公園乗船場(豊洲5-1。通称:東電堀)

当日直接会場へ

[注意] イベントごとに定員があります

5月31日(土) 10:00～16:00

●ハンザ体験(13:00～。1回15分)

※当日会場で12:30から 4歳以上 1,500円

●いろいろ体験(キッズイベント、さし芽ワークショップ)

●模擬店(グルメコーナー) など

6月1日(日) 10:00～16:00

●運河クルーズの運航(要予約)

●スカイダックの運航(要予約)



▲ハンザ体験



▲運河クルーズ

場豊洲地区運河ルネサンス協議会事務局(芝浦工業大学内) 〓rclls@ow.shibaura-it.ac.jp

6/22 回

東京都議会議員選挙



区HP▶

投票日時 6/22(日) 7:00～20:00

江東区で投票できる方

次のすべてを満たす方

①平成19年6月23日以前に生まれた方

②江東区の選挙人名簿に登録されている方

(江東区に住民登録の届け出をした日から令和7年6月12日までに、引き続き3か月以上区内に住所を有している日本国民であること)

住所変更をした方の投票場所

【転居】江東区内で住所を異動した方	投票所
5月29日以前に転居届を出した方	新住所地
5月30日以降に転居届を出した方	前住所地
【転入】江東区に転入した方	投票できる自治体
3月12日以前に転入届を出した方	江東区
3月13日以降に都内から転入届を出した方	前の区市町村※1
3月13日以降に都外から転入届を出した方	投票できません
【転出】江東区から転出した方	江東区での投票の可否
2月21日以前に都内に転出した方	投票できません※2
2月22日以降に都内に転出した方	投票できます※1
江東区から都外へ転出した方	投票できません

※1 投票するには、投票する自治体の選挙人名簿に登録されていることが必要です。当日投票・期日前投票を行う方は、新住所地で発行する「住民票の写し(選挙用は手数料無料)」、新住所地記載の免許証またはマイナンバーカードのいずれかをお持ちいただくとスムーズに投票ができます

※2 ただし、2月14日～21日に転出した方は、期日前投票のみできる場合があります。詳細は、江東区選挙管理委員会にお問い合わせください

入場整理券を忘れずに

6月11日(水)ごろから順次、世帯全員分を一つの封筒に入れて送付します。投票所を確認の上、ご自身の「入場整理券」をお持ちください。

届かない・紛失した・忘れた場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

当日投票に行けない方は期日前投票を

6月22日(日)に投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。

「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書」の記入を済ませておくともスムーズに投票できます。

期日前投票 場所	期日前投票 日時
江東区役所 豊洲シビックセンター	6月14日(土)～21日(土) 8:30～20:00
森下文化センター、富岡区民館 小松橋区民館、カメラアプラザ、総合区民センター、 砂町区民館、南沙区民館	6月15日(日)～21日(土) 8:30～20:00 ※14日(土)は受付できません

選挙公報の配布

候補者の公約などを記載した「選挙公報」を6月19日(木)までに各戸へ配布します。また出張所や駅などに「選挙公報用ポスト」を設置します。区HPでも公開します。

前回(令和3年7月4日執行)
東京都議会議員選挙の投票率

43.89%



投票所の変更について

6月22日(日)の東京都議会議員選挙だけでなく、7月に執行予定の参議院議員選挙についても、下記のとおり投票所を変更します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

投票区	対象地域	旧投票所	投票区	新投票所
3	清澄1・2・3丁目、 白河1・2丁目、 三好1丁目	ケイ・インターナショナルスクール東京	3	中村中学校・ 高等学校
9	扇橋3丁目、千田、 海辺、千石2・3丁目	千田福祉会館	9	都立大江戸高等学校
18	塩浜1丁目	深川南部保健相談所	13	深川第三中学校
18	枝川1丁目	深川南部保健相談所	20	枝川小学校
44	北砂3丁目、5丁目 (1～15番、 21～22番)	小名木川小学校	44	砂町文化センター

不在者投票

次のいずれかに該当する方は、投票所以外で投票ができます。

①出張などで区外に滞在中の方

滞在地の選挙管理委員会が指定する場所で投票ができます。
事前に投票用紙などの請求が必要です。

②入院または福祉施設などに入所している方

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設で投票ができます。
詳細は、病院や施設の事務担当者へお問い合わせください。

③身体の重い障害などにより外出が困難な方

一定等級の身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方など一定の利用条件を満たす方は、自宅から郵送で投票ができます(投票用紙の請求には、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります)。

投票用紙の請求方法など、詳細は「選挙のお知らせ」や区HPをご覧ください。投票用紙の交付には時間がかかりますので、早めに請求をお願いします。

場選挙管理委員会事務局 ☎03-3647-9091 📠03-3647-9592

区公式
LINE ▶



区公式X
(旧Twitter) ▶



区公式
Facebook ▶



YouTube
区公式チャンネル ▶



区HP ▶



こうとう区報は、区HPでも
ご覧いただけます
Articles are available at
the Koto City Official Website.

